

# 平成22年第10回函館市教育委員会定例会 会議録

- |        |   |                                 |
|--------|---|---------------------------------|
| 1 日 時  | 平成22年10月15日（金）  | 午後4時30分                         |
| 2 場 所  | 教育委員室   |                                 |
| 3 出席委員 | 橋田委員長，河村委員，小葉松委員，星野委員，多賀谷委員                           |                                 |
| 4 事務局  | 妹尾生涯学習部長，平馬学校教育部長，小林生涯学習部次長，岡崎生涯学習部次長，對馬管理課長，中村保健給食課長 |                                 |
| 5 傍聴者  | なし  |                                 |
| 6 付議事項 |   |                                 |
| 日程第1   | 議案第1号   | 教育委員会委員長および同職務代理者の選任について        |
| 日程第2   | 議案第2号   | 平成22年度函館市奨学生の選定に関し，議決を求めることについて |
| 日程第3   | 平成23年度予算についての意見交換                                     |                                 |

## ■橋田委員長

- 開会宣言 午後4時30分
- 議事録署名人に，河村委員，小葉松委員を選任。
- 本日の日程のうち，日程第1，議案第1号「教育委員会委員長および同職務代理者の選任について」および日程第3「平成23年度予算についての意見交換」を秘密会としたいが，如何か。
- 異議がないので，秘密会とさせていただく。
- 日程第1，議案第1号「教育委員会委員長および同職務代理者の選任について」を諮る。

（秘密会につき，会議録省略）

## ■橋田委員長

- 議案第1号については，引き続き私が委員長に，職務代理者は河村委員に決定する。
- 日程第2，議案第2号「平成22年度函館市奨学生の選定に関し，議決を求めることについて」を諮る。

## ■学校教育部長

- 議案第2号「平成22年度函館市奨学生の選定に関し，議決を求めることについて」を説明する。
- 議案の2枚目をお開きいただきたい。
- 新規生および継続生の辞退等により当初予算に残額が生じたため，奨学生の追加募集を平成22年9月1日から9月17日まで行い，1人の申請があったところである。
- 選考については，第2回函館市奨学資金運営委員会に諮問し，私立高校生1人を「平成22年度函館市奨学資金追加募集貸付候補者」として答申いただいたところである。
- 追加募集貸付候補者については，「学業成績がAランク」であり，「家計生計度がマイナス金額」である。
- 3枚目をお開きいただきたい。追加募集にかかる選考状況を記載している。
- 貸付に関しては，今年度は10月分から6カ月間行いたい。なお，今年度の新規貸付奨学生

は、当初75人、追加1人を合わせ合計76人となる。

■橋田委員長

- 議案第2号は、原案のとおり可決します。
- 日程第3「平成23年度予算についての意見交換」を行う。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- その他で、何かあるか。

■生涯学習部長

- 函館市青少年芸術教育奨励事業について、函館新聞にも掲載されているが、このたび文学部門の受賞者が決定し、4部門全ての部門の受賞者が決定したので報告する。
- 今回決定した文学部門では、先月28日に本審査を行い、市立深堀中学校2年生の小林樹奈さんが金賞に選出された。なお、既に決定をしている音楽、書、美術部門に関しては、音楽部門では、函館白百合学園高等学校3年生の斯波日佳理さん、書部門では、市立函館高等学校1年生の三好若奈さん、美術部門では、附属中学校3年生の渡邊藍さんがそれぞれ金賞に選出されている。
- なお、金賞受賞者に贈られる派遣研修については、11月16日から21日までの5泊6日の日程で、オーストラリアのシドニーにおいて行われる予定である。

■橋田委員長

- その他で、何かあるか。

■学校教育部長

- 奨学金の貸付に対する支払督促の実施について報告する。
- これまでも教育委員会としては、奨学金貸付金の滞納者に対し、文書や電話等を通じて納付催告を行ってきたところであるが、残念ながら納付相談や支払に応じていただけない方がおられる。奨学金貸付金は、寄付金や、基金からの繰入金、貸付金返還収入で賄われているものであるが、近年、貸付金返還の滞納率が増加している状況にある。
- 我々としては、滞納者に対して法的措置を含めて厳正に対処してまいりたいと考えているところであるが、具体的には、本年10月以降こうした納付に対する誠意が見られない滞納者に対し、簡易裁判所に支払督促の申立を行うこととしたところである。
- この手続きにより、簡易裁判所から滞納者に対し督促が行われるものであり、最終的には差し押さえなどの強制執行が可能となるので、納付を促す効果が期待できるものと考えている。
- 我々の考え方としては、これまでなかなか連絡が取れない、あるいは相談に応じていただけない方が多かったことから、このことについて相談に応ずるというアナウンス効果を基本としている。したがって、まず相談に応じていただきたいと考えており、新聞やテレビなどで、こうした取り組みについて広く広報を行っているところである。
- なお、担当課によると、早速効果があったということで、1件の方から相談があったとのことである。

■小葉松委員

- 返済の義務は本人にあるのか。

■保健給食課長

- 本人に貸し付けているので、本人から15年以内の分割で返済していただくものである。

■小葉松委員

- 本人と連絡がつかなくなった場合に、親に返済させることはないのか。

■保健給食課長

- その場合には、親に連絡を取り、なんとか本人と連絡を取らせてもらう。

■小葉松委員

- それは実際に現在も行っているが、それでもなお誠意が見られない場合にはということ解釈してよいか。

■保健給食課長

- そうである。

■河村委員

- 貸し付ける最初の段階が大事だと思うが、親を連帯保証人にはしていないのか。

■学校教育部長

- 現在もそういう形で行っており、必ず貸し付けるときには、貸付金の返還金が次の世代の学生の奨学金となることは十分話をしたうえで貸付けを行っている。担当職員が遅くまで電話をかけるが、なかなか電話に出ただけでないということもあり、それに対するアナウンスということが今回の大きな狙いとしてある。滞納率が増えてきている実態にあり、こればかりではないが、全市的にもそういう状況があり、市でも対策室を設けて取り組んでいるので、そこと連携を図りながら教育委員会でも取り組んでいこうということで、第1弾として今回の行動を起こしたというものである。

■多賀谷委員

- 河村委員から見ると、甘いということですね。特に教育の部分というのは、教育的な配慮でというのがあったが、返さないのが当たり前となつては大変なことになるので、一步踏み出してこういう形で取り組むということである。

■河村委員

- 借りる段階で本人がどれだけ自覚をしているのか。教育を受けて社会人になったときに返済をするという自覚を持てるのか。なかなか持てないと思う。それであれば、法的な部分も本人だけでなく保護者まで追求できるような形でなければならないと思う。

■橋田委員長

- まずは第1弾として取り組んでいただきたい。第2、第3の矢は、河村委員がおっしゃったところを考えて取り組んでいただきたい。

■終了宣言

- 午後5時26分

---

議事録署名人 河 村 祥 史  
" 小葉松 洋 子

調製者庶務係 山 本 茂 義